決権に係る株式を発行した長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該者の連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二十五条の二の十八において同じ。）、当該長期信用銀行持株会社及び当該長期信用銀行持株会社の子会社等が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第八条の二　銀行法第七条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（長期信用銀行の特定関係者）

第十三条の七　［略］

2　銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。第二十五条の二の二十七第七項並びに第二十六条第一項第十三号及び第三項第十号を除き、以下同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

［一～三　略］

3　［略］

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第二十五条の二　銀行法第四十四条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第二十五条の二の二～第二十五条の二の九　［略］

（他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供）

第二十五条の二の十　外国銀行代理長期信用銀行は、第二十五条の二の七第三号に掲げる事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

第二十五条の二の十一～第二十五条の二の二十　［略］

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第二十五条の二の二十一　銀行法第五十二条の十九第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（長期信用銀行持株会社による長期信用銀行持株会社グループの経営管理の内容等）

第二十五条の二の二十二　［略］

［条を加える。］

（長期信用銀行の特定関係者）

第十三条の七　［同上］

2　銀行法施行令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第二項に規定する子法人等をいう。第二十五条の二の二十五第七項並びに第二十六条第一項第十三号及び第三項第十号を除き、以下同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

［一～三　同上］

3　［同上］

［条を加える。］

第二十五条の二～第二十五条の二の八　［同上］

（他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供）

第二十五条の二の九　外国銀行代理長期信用銀行は、第二十五条の二の六第三号に掲げる事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

第二十五条の二の十～第二十五条の二の十九　［同上］

［条を加える。］

（長期信用銀行持株会社による長期信用銀行持株会社グループの経営管理の内容等）

第二十五条の二の二十　［同上］